

海田町事業継続応援金(第4弾)

コロナ禍における原油価格・物価高騰等により、経営に影響を受けている事業者に対し応援金を給付します。

区分		給付額
法人	町内事業所の従業員数が100人以上	100万円
	町内事業所の従業員数が50人以上 100人未満	50万円
	町内事業所の従業員数が50人未満	20万円
個人事業主	—	10万円

※町内事業所の従業員数は、直近の法人町民税の確定申告書に記載の従業員数とします。

※1事業主あたり1回まで。

申請受付期間

令和4年
12月12日から
令和5年
2月28日まで



《申請方法》

必要書類を用意して郵送、WEB、窓口で申請してください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、可能な限り郵送
またはWEBにて申請をお願いします。

《申請書類》

- ①海田町事業継続応援金(第4弾)給付申請書兼誓約書
- ②令和3年分の確定申告書第一表の写し
- ③町に提出した直近の法人町民税申告書第20号様式又は第20の3号様式の写し(町内従業者数が50人以上の法人のみ)
- ④対象月と基準月の売上高の証明になる書類
- ⑤振込先口座の通帳の写し
- ⑥謄本の写し(法人のみ)
- ⑦開業届の写し、本人確認書類の写し(個人事業主のみ)

一定の条件により一部の書類を省略することができます。

詳しくは海田町ホームページからご確認ください。

<https://www.town.kaita.lg.jp/site/covid19-joho-kaita/129364.html>



《お問い合わせ》

海田町 魅力づくり推進課 ☎082-823-9234
8時30分から17時15分まで(土、日、祝は除く)



事業者のみなさまへ

海田町事業継続応援金(第4弾)

のお知らせです!

コロナ禍における原油価格・物価高騰等により、経営に影響を受けている中小企業者若しくは小規模企業者(以下、「中小企業者等」)又は個人事業主のうち、給付対象者に対して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える「海田町事業継続応援金」(第4弾)を給付します。

給付金額はいくらですか?

区分		給付額
法人	町内事業所の従業員数が100人以上	100万円
	町内事業所の従業員数が50人以上100人未満	50万円
	町内事業所の従業員数が50人未満	20万円
個人事業主	—	10万円

※町内事業所の従業員数は、直近の法人町民税の確定申告書に記載の従業員数とします。

※1事業主あたり1回まで。



どの事業者が対象ですか?

次のいずれにも該当するもの。

①町内に事業所を有する中小企業者、小規模企業者

本業で事業を営む個人事業主(全体の収入のうち事業収入が50%を超えているかで判断)

②令和4年8月から12月までのいずれかの月(対象月)の売上高が、令和元年から令和3年間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して20%以上減少しているもの。

③今後も海田町内にて事業継続の意思があるもの。

④海田町税を滞納していないもの。(令和4年2月末納期分まで)

⑤暴力団等に関与していないもの。

⑥令和4年3月31日までに事業開始しているもの。

ただし、事業開始後1年未満等で前年同期等と比較が困難な場合は、令和4年4月から令和4年7月までの平均の売上高と比較します。(申請書のほか、別途申告書を提出してもらいます。)

申請書はどこで手に入りますか?

海田町ホームページからダウンロードしていただくか、**役場3階 魅力づくり推進課**または**広島安芸商工会の窓口**で配布をしています。

受付期間はいつからいつまでですか?

申請受付期間: 令和4年12月12日(月)~令和5年2月28日(火)までです。

締め切り: 令和5年2月28日(火) (【郵送】当日消印有効, 【WEB】23:59, 【窓口】17:15) までです。

給付はいつ頃になりますか?

原則、申請から**おおむね2~3週間程度**を予定しております。ただし、スケジュールどおりに給付ができない可能性もありますのでご了承ください。

申請先・申請書配布窓口・お問い合わせ

海田町魅力づくり推進課(海田町役場3階)

☎082-823-9234

〒736-8601 安芸郡海田町上市14-18

申請書配布窓口

広島安芸商工会

〒736-0052

安芸郡海田町南つくも町

詳しくは

海田町ホームページを



ご覧ください。